

小・中学校における学校選択制等の 実施状況について（調査結果の概要）

1. 調査対象

- ・学校選択制については、平成16年11月1日現在の制度の有無について、就学校指定の変更については、平成16年度の入学に関わる状況について調査。
- ・本資料中においては、「当該市町村内に2校以上の小学校（中学校）を置く自治体」を母数として記述。

なお、その数は次の通り。

回答自治体（総計）	3,051
うち、当該市町村内に2校以上の小学校を置く自治体	2,576 (84.4%)
うち、当該市町村内に2校以上の中学校を置く自治体	1,448 (47.5%)

2. 用語の説明

(1)学校選択制: 就学校の指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取するもの。今回の調査に当たっては、以下のいずれの形態で学校選択制を導入しているかについても調査を行った。

- A)自由選択制: 当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
- B)ブロック選択制: 当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
- C)隣接区域選択制: 従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
- D)特認校制: 従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
- E)特定地域選択制: 従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの
- F)その他

(2)就学校指定の変更: いったん就学指定された学校に通うことが、必ずしも保護者の意向に合致しない場合に、保護者の申し立てにより市町村教育委員会がその市町村内の他の学校に指定を変更するもの。今回の調査に当たっては、以下のいずれの理由で就学校指定の変更を認めただかについても調査を行った。

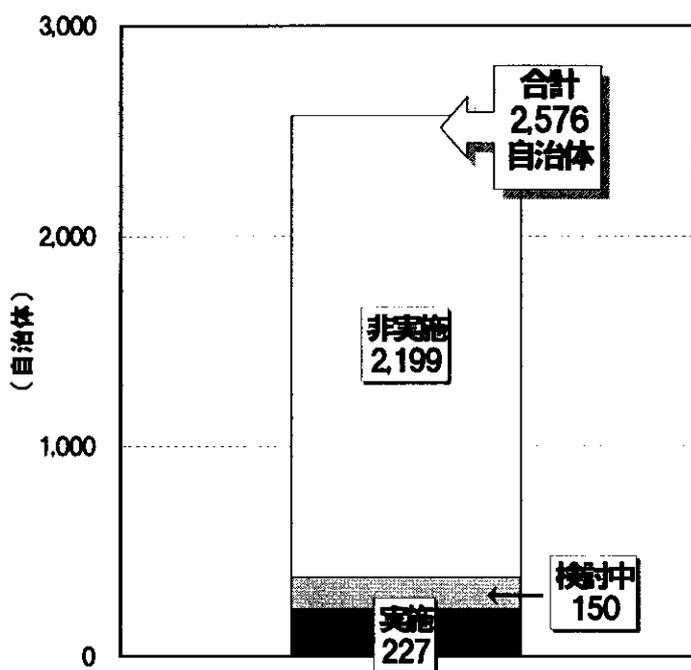
- A)家庭の事情やいじめ、不登校等
- B)通学距離の長短、通学路の安全の事情等
- C)学校の教育方針や部活動等の特色
- D)その他

(1) 学校選択制

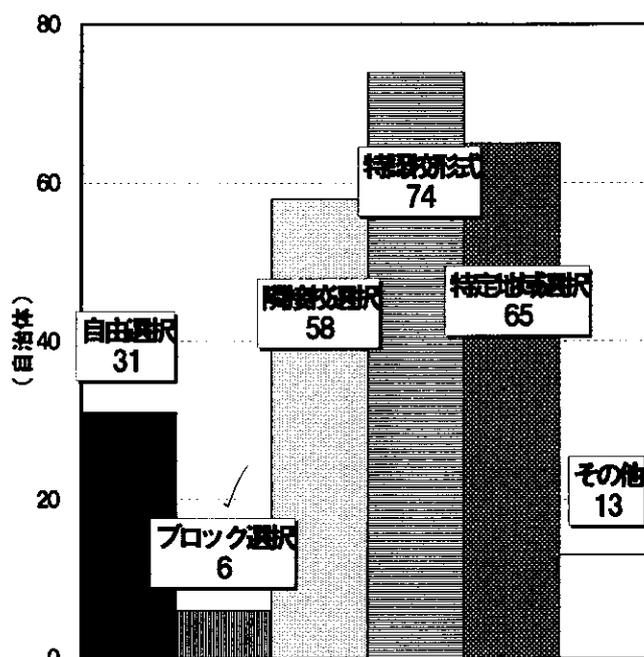
① 小学校入学時の学校選択制について

- ◆ 小学校段階で学校選択制を導入しているのは227自治体（8.8%）。
 - ・ そのうち、当該市町村内の全ての小学校から選択が可能な「自由選択制」を導入している自治体は31自治体。
 - ・ 選択制の形態については、特定の学校について、通学区域に関係なく、域内のどこからでも就学を認める「特認校形式」が最も多く、74自治体。
- ◆ 実施を検討しているのは150自治体（5.8%）。

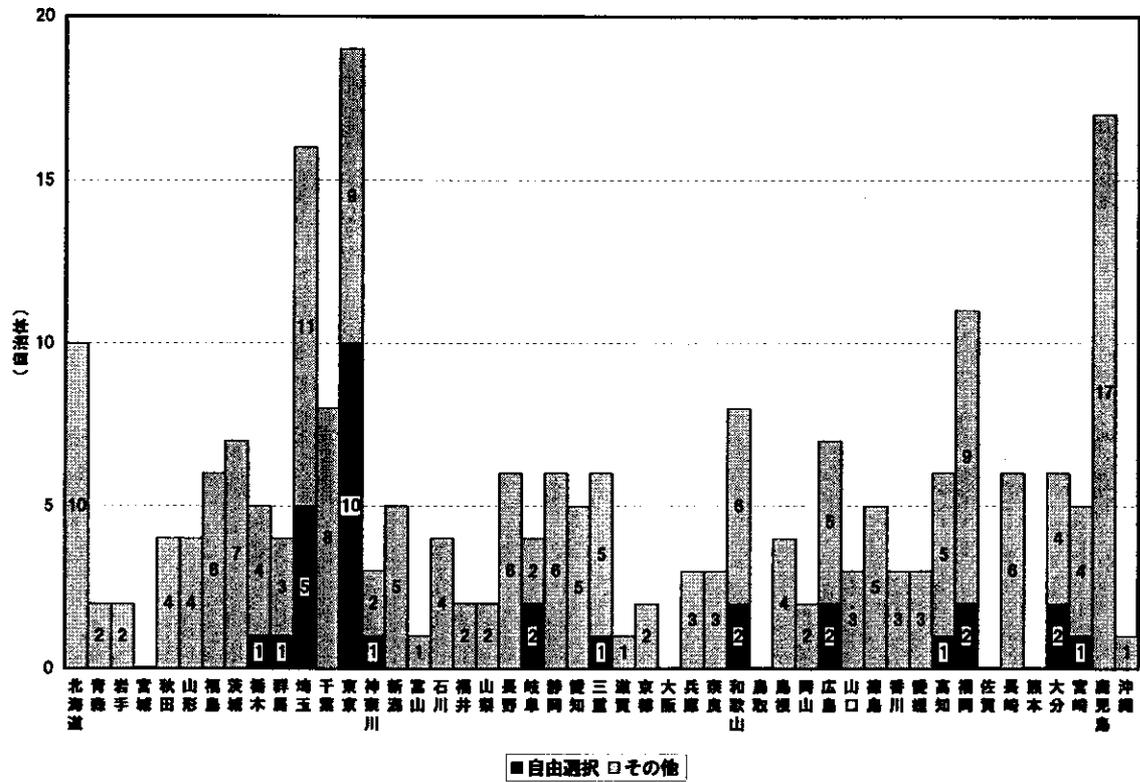
学校選択制の実施



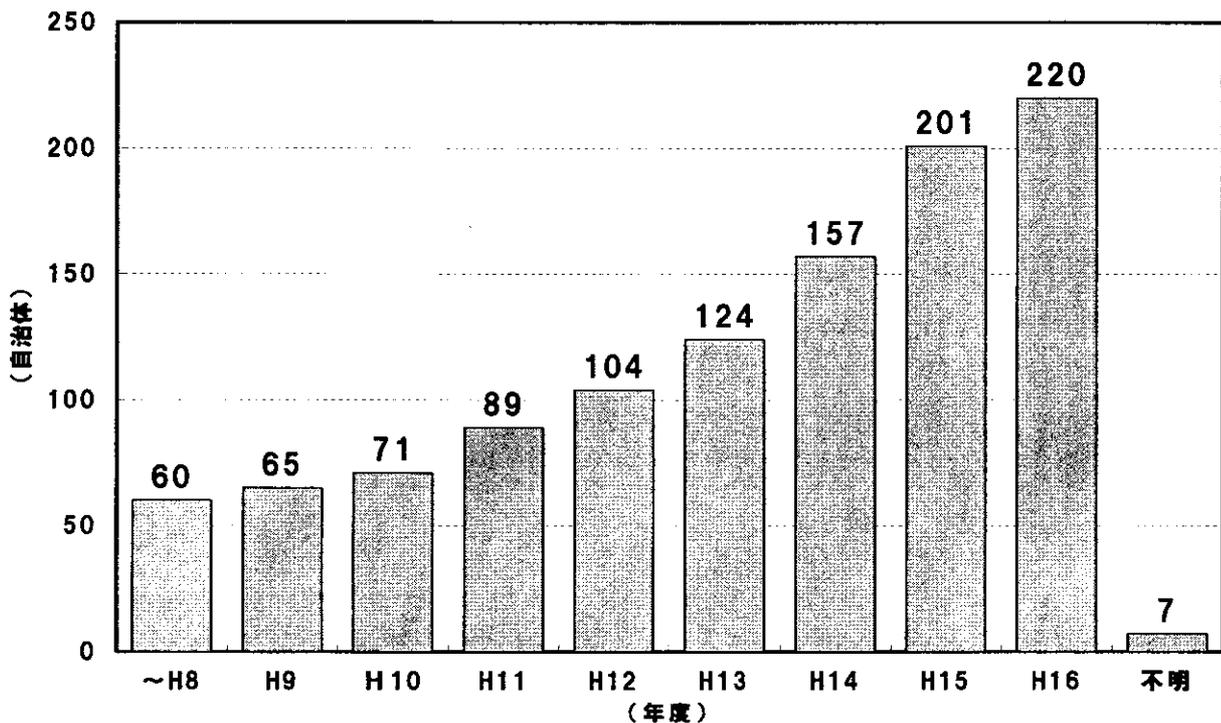
学校選択制の形態（複数回答）



小学校入学時の学校選択制（都道府県別）



小学校入学時の学校選択制の導入時期（累計）

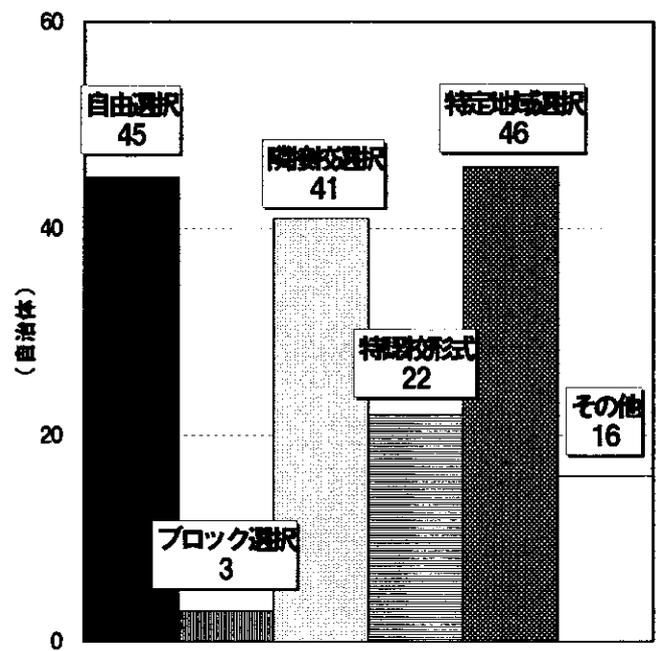
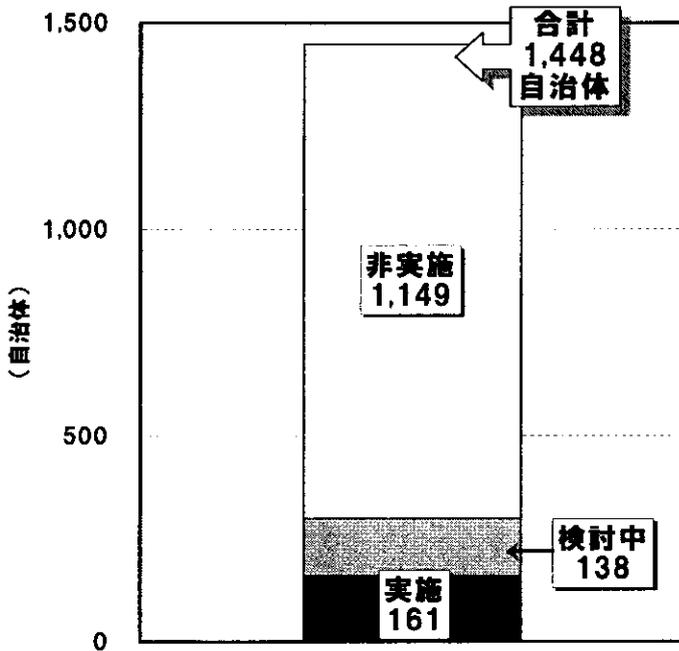


②中学校入学時の学校選択制について

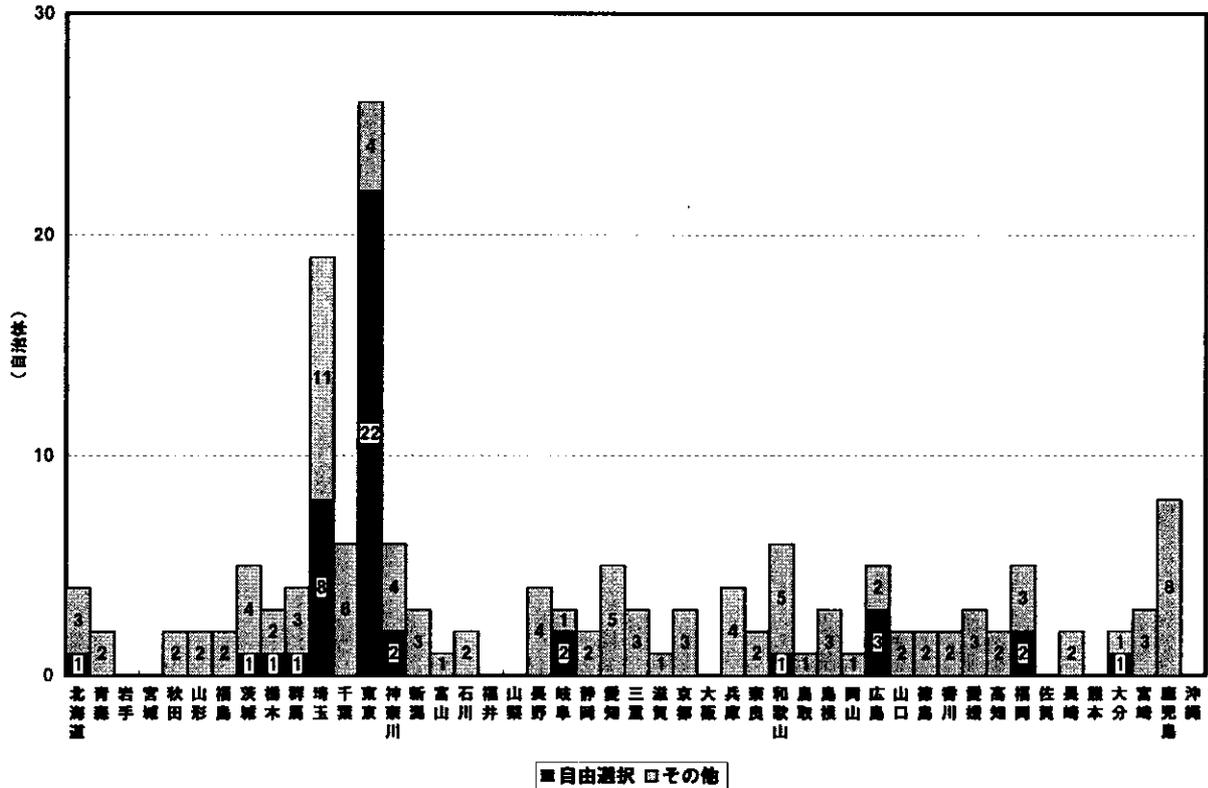
- ◆ 中学校段階で学校選択制を導入しているのは161自治体（11.1%）。
 - ・ そのうち、当該市町村内の全ての中学校から選択が可能な「自由選択制」を導入している自治体は45自治体。
 - ・ 選択制の形態については、特定の地域に居住する者について、学校選択を認める特定地域形式が最も多く、46自治体。
- ◆ 実施を検討しているのは138自治体（9.5%）。

学校選択制の実施

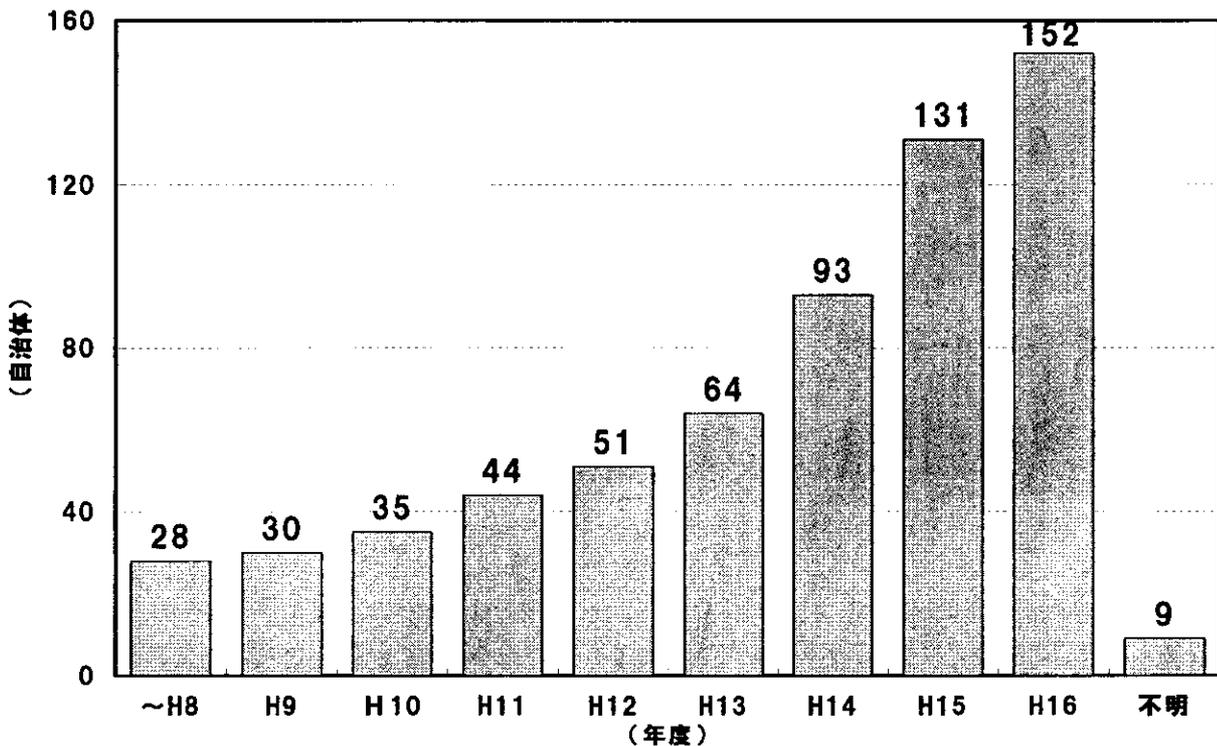
学校選択制の形態（複数回答）



中学校入学時の学校選択制（都道府県別）



中学校入学時の学校選択制の導入時期（累計）

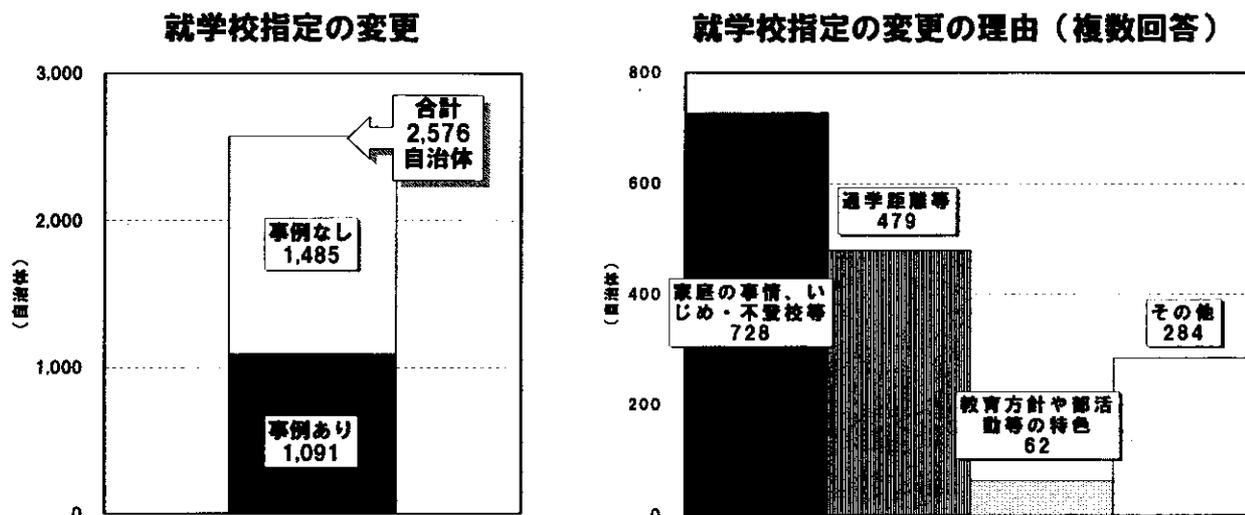


(2) 就学校指定の変更

① 小学校入学時の就学校指定の変更について

- ◆ 小学校段階で就学すべき学校の指定の変更の事例があったのは1,091自治体(42.4%)。

・就学すべき学校の指定の変更については、家庭の事情やいじめ・不登校等を理由とするものが最も多い(728自治体)。



② 中学校入学時の就学校指定の変更について

- ◆ 中学校段階で就学すべき学校の指定の変更の事例があったのは688自治体(47.5%)。

・就学すべき学校の指定の変更については、家庭の事情やいじめ・不登校等を理由とするものが最も多い(555自治体)。

